

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年9月27日24防企第293号－5で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、当審査会が下記6(3)ア(オ)で「非開示決定は妥当ではない」と判断した部分は、開示すべきである。

### 2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

#### (1) 本件公文書について

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関、福岡市、糸島市及び九州電力株式会社（以下「本件法人」という。）が行った原子力安全協定締結に係る協議に関する次の文書である。

ア 第1回協議ないし第4回協議の記録（以下「本件公文書1」という。）

イ 実施機関内部の検討資料（以下「本件公文書2」という。）

#### (2) 本件決定について

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件公文書について、条例第7条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして非開示決定を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書を開示するよう求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成24年9月12日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成24年9月27日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成24年9月28日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 協定は既に締結済みであり、本件公文書を非公開にする必要性はない。
- (2) 原発事故の安全協定は、県民の生命財産を守るための重要なものであり、協議過程の透明化を図る必要がある。
- (3) 今後の法改正等に応じた協定見直しは将来の不確実な協議を前提としており、現時点で申請のある開示請求を優先するべきと考える。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

### (1) 本件協定等締結に係る協議について

今回の協議は、本件法人が、初めて立地県でも関係隣接県でもない実施機関との間で原子力安全協定を締結することに対して、非常に慎重な構えを示しており、全国的に見ても発電所から半径30km圏の外に位置する地方公共団体も当事者に加わっている点で余り例がないなど、かなり難航することが想定されたことから、お互いに忌憚のない率直な意見交換を行うため、非公開とすることとして行われた。

ただし、原子力発電所の安全確保については、県民の関心も極めて高く、県民に対する説明責任も重要であることから、報道機関への事前通知、協議の冒頭部分のカメラ撮影、協議終了後における報道機関への説明及び取材対応並びに県議会への結果報告を毎回実施した。

### (2) 本件公文書1について

本件公文書1は、幹部職員である総務部長が本県を代表して率直な意見交換を行った記録である。

記録の内容について相手の確認を得ていない上、機微にわたる部分が含まれている。

これを開示すれば相手との信頼関係を損ない、今後の法改正等に応じた協定見直しの際に適切な協議が困難になるおそれがある。

したがって、本件公文書1に記載された情報は、条例第7条第1項第4号に該当する。

### (3) 本件公文書2について

本件公文書2は、協定相手の考え方や主張について実施機関の立場から分析整理し、実施機関の対処方針を記載したものである。

記録の内容について相手の確認を得ていない上、機微にわたる部分が含まれている。

これを開示すれば相手との信頼関係を損ない、今後の法改正等に応じた協定見直しの際に適切な協議が困難になるおそれがある。

したがって、本件公文書2に記載された情報は、条例第7条第1項第4号に該当する。

## 6 審査会の判断

### (1) 原子力安全協定について

#### ア 原子力安全協定について

原子力発電所の区域を管轄する地方公共団体の長（以下「所在都道府県知事等」という。）は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)により、原子力事業者（以下「事業者」という。）が作成する防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）の協議対象とされており、事業者に対する立入・質問調査権等を有している。

地方公共団体は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）により、地域防災計画を作成し、実施する責務を有しており、所在都道府県知事等は、原災法制定以前から、平常時及び異常時における情報連絡や立入調査等に関する規定を盛り込んだ原子力防災に係る安全協定（以下「安全協定」という。）を事業者との間で締結している。

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、所在都道府県知事等以外の地方公共団体の長が事業者との間で安全協定を締結する動きが出ている。

#### イ 本件協定等締結について

実施機関、福岡市及び糸島市は、平成23年10月7日に、九州電力玄海原子力発電所を設置する本件法人に対して、安全協定締結の申入れを行った。

その後、実施機関、福岡市、糸島市及び本件法人の四者による協議（以下「本件協議」という。）を、平成23年11月25日、同年12月21日、平成24年1月18日及び同年3月9日の計4回実施し、同年4月2日に、実施機関、福岡市、糸島市及び本件法人の間で「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」並びに実施機関と本件法人との間で「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書」（以下「本件協定等」という。）を締結した。

本件協定等の締結は、所在都道府県以外では、平成23年12月に締結した鳥取県に次いで全国2番目の事例であり、本件法人管内では、初の事例に当たる。

なお、本件協定等については、防災業務計画の協議対象の範囲拡大を含む原災法の改正が行われたこと等を受け、内容の見直しも想定されている。

### (2) 本件公文書等の性格及び内容について

#### ア 本件公文書1について

本件公文書1は、実施機関等が行った本件協議の内容を記録した以下の文書である。

##### (ア) 九州電力との協定締結協議（第1回）議事録（H23.11.25）

実施機関等が平成23年11月25日に行った第1回協議の内容について、日時、場所、出席者、発言者及びその発言内容が逐語的に記載されている。

##### (イ) 第2回協議議事概要（H23.12.21）、第3回協議議事概要（H24.1.18）及び第4回

協議(3月9日)(H24.3.9)

実施機関等が平成23年12月21日、平成24年1月18日及び同年3月9日に行った第2回ないし第4回協議の内容について、日時、場所、出席者、発言者及びその主な発言内容が要約して記載されている。

## イ 本件公文書2について

本件公文書2は、本件協定等の締結に当たって、本件法人等の考え方や主張について、実施機関の立場から分析整理し、実施機関の対処方針をまとめた以下の文書である。

(ア) 協定締結に当たり両市との調整等を検討する事項について

(イ) 平常時の連絡項目の取り扱いについて

(ウ) 協定締結に当たっての九電の考え方に対する対処方針

## (3) 条例第7条第1項第4号該当性について

条例第7条第1項第4号は、県等の機関が行う事務又は事業の情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを非開示とすることとしている。そして、本号に規定する「支障のおそれ」の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

## ア 本件公文書1について

(ア) 異議申立人は、本件協定等は既に締結済みであり、今後の法改正等に応じた協定見直しは、将来の不確実な協議を前提としていること及び安全協定は、県民の生命財産を守るための重要なものであり、協議過程の透明化を図る必要があることから、本件公文書を開示すべきであると主張している。

(イ) 本件協議は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、半径20kmの範囲が立入禁止区域になるなど、所在市町村及び隣接市町村の範囲を超えて影響が及んだ事態を受け、原子力発電所から同様の圏内に属する実施機関等と本件法人との間で実施されたもので、双方にとって前例のないものであったことから、県民の高い関心に配慮し、会議の日時、場所、出席者及び議題を事前に報道機関に通知することや会議の冒頭部分の取材を認めること、協議終了後は出席者が報道機関に対して主な協議内容を説明すること等の措置を講じる一方で、出席者が自由かつ率直な意見交換ができるよう、会議の協議部分について非公開とすることを事前に申し合わせた上で、実施されたとのことである。

通常、異なる利害関係にある当事者が、率直な意見交換を行うことを目的として、非公開で行われる会議では、議事録が公開されることを前提として協議に臨むことは予定していないことから、発言者及びその発言内容の詳細を公開することで、協議の

相手方との信頼関係が著しく損なわれ、協議の相手方から今後の協議について協力を得られにくくなることは十分に予想される。

- (ウ) 本件公文書1を見てみると、実施機関等が行った本件協議の開催日時、発言者及びその発言内容等が記載されており、このうち、出席者の発言内容については、第1回協議の記録は、逐語的に記載され、協議の様子がほぼ忠実に文章化されているのに対し、第2回協議ないし第4回協議の記録は、主な発言が要約して記載されているといった違いはあるものの、いずれも、本件協定等に盛り込むべき内容について、出席者がそれぞれの立場から意見や要望を主張し合い、1つずつ議論を積み重ねながら、最終合意に至るまでの協議の詳細な内容が記載されており、随所に、本件法人等との関係上、機微にわたる情報が含まれていることが認められる。
- (エ) したがって、本件公文書1を公にするとすると、協議の相手方である本件法人等との信頼関係を損ない、今後想定される本件協定等の見直しに係る協議実施が困難になる又は仮に協議が実施されたとしても、双方の議論が形骸化するなどのおそれがあると認められることから、本件公文書1に記録されている情報全体は、基本的に条例第7条第1項第4号に該当すると認められる。
- (オ) しかしながら、本件公文書1のうち、文書取扱いに関する記載部分は、実施機関内部の運用上の措置を示したに過ぎず、これを開示したとしても、本件法人等との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないため、条例第7条第1項第4号に該当せず、非開示決定は妥当ではない。

また、本件公文書1のうち、公文書の表題は、実施機関によって非開示決定通知書に記載されていること、並びに協議の日時、場所及び出席者については、実施機関が事前に記者提供資料として発表しており、既に公になっていることから、これらを開示したとしても、本件法人等との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないため、条例第7条第1項第4号に該当せず、非開示決定は妥当ではない。

さらに、本件公文書1のうち、冒頭挨拶部分及び第1回協議の記録中、実施機関が報道機関に退室を促すまでの部分は、報道機関の取材のために、報道関係者に公開されており、取材を容認していることから、これらを開示したとしても、本件法人等との信頼関係を損なうおそれがあるとは認められないため、条例第7条第1項第4号に該当せず、非開示決定は妥当ではない。

## イ 本件公文書2について

本件公文書2は、実施機関が協議を進めるに当たって、内部での検討や報告のために作成されたものであり、協議の相手方の立場や考え方、実施機関の見解や方針等が具体的に記載されていることが認められる。

したがって、本件公文書2を公にするとすると、実施機関の見解等が協議の相手方で

ある本件法人等に了知されることにより、本件法人等との信頼関係を損ない、今後想定される本件協定等見直しに係る協議実施が困難になる又は仮に協議が実施されたとしても、双方の議論が形骸化する、あるいは、実施機関が協議の当事者として不利益を被るおそれがあると認められることから、条例第7条第1項第4号に該当する。

以上のことから、本件公文書のうち、文書取扱いに関する記載部分、公文書の表題、協議の日時、場所、出席者及び冒頭挨拶部分並びに第1回協議の記録中、実施機関が報道機関に退室を促すまでの部分は、開示すべきである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。